

CIW シンボルマークシールプレス貸与規定

一般社団法人 CIW 検査業協会
運用開始 平成 3 年 7 月 20 日
制 定 平成 19 年 5 月 11 日

1. この規定は、社団法人日本溶接協会溶接検査認定委員会運営委員会と一般社団法人 CIW 検査業協会（以下、本会という。）との間で平成 3 年 7 月 20 日に取り交わした「CIW シンボルマークシールプレス（以下、シールプレスという。）に関する運用規定」に基づいて CIW シールプレスの貸与に必要な事項を定める。
2. シールプレスは、一般社団法人 CIW 検査業協会の正会員（以下、会員という。）に限り貸与できるものとする。
3. シールプレスの貸与を受けようとする会員は、別に定めるシールプレス貸与申込書兼貸与契約書により本会に申し込むものとする。
4. シールプレスの貸与期間は、3 年間とする。ただし、3 年経過後も引き続いて貸与を受けようとするときは、貸与を継続する旨を本会に文書で通知する。
5. シールプレスの貸与を受けた会員は、シールプレスの保管・管理に責任を負うものとする。また、会員は、シールプレスの管理責任者を選定し、本会に届け出るものとする。
6. シールプレスの使用は、下記の文書等に限るものとする。
 - (1) 会員が、社外に公表する文書等（見積り書、要領書、報告書等）のうち、CIW 認定を受けている検査部門に関する文書。
 - (2) 会員事業所の社内文書。
7. 会員は、本会が定めた規則等を遵守し、シールプレスを不正に使用してはならない。
8. シールプレスの貸与を受けている会員は、CIW 認定の資格を喪失したときは、速やかにシールプレスを本会に返却しなければならない。
9. シールプレスの貸与料金は、1 年間 1 台に付 30,000 円とする。ただし 2 台以上の場合は、2 台目以降は、1 台に付 20,000 円とする。
10. 本会は、会員に対してシールプレスの運用状況を必要に応じ監査又は指導することができるものとする。
11. 本規定に違反する事例、シールプレスの紛失等が明らかになった場合は、会員の義務を怠ったものと判断し、定款等に則り処分をすることができるものとする。